
特別養護老人ホーム

- P.02 契約書
- P.10 重要事項説明書
- P.24 運営規程

ショートステイ

- P.33 契約書
 - P.42 重要事項説明書
 - P.56 運営規程
-

特別養護老人ホーム豊治共愛の家入所契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人共愛会(以下「事業者」という。)は、契約者が特別養護老人ホーム豊治共愛の家(以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 居室の提供
 - 三 契約者に対する理容サービス
 - 四 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 五 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、（買い物代行及び契約者の移動にかかる費用）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）と利用者負担段階に応じた食費及び居住費の合計を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月

前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損も

しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第13条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 5 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者

等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 四 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける
精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する
セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける
カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動
過度なプライバシー侵害
反復的な苦情や批判による圧迫
施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

- 六 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

- 七 契約者が介護老人保健施設に入所した場合

第 17 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介

護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が 6 日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 19 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 5 項を準用します。

第 20 条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 21 条（一時外泊）

- 1 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 名古屋市中川区水里 5 丁目 7 5 5 番地

事業者名 社会福祉法人 共愛会
特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
理事長 横江 公美 印

契約者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

特別養護老人ホーム豊治共愛の家重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2391000177 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「介護福祉施設サービス」という)を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	2
4. 居室の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	7
8. 契約締結からサービス提供までの流れ	9
9. サービス提供における事業者の義務	9
10. 残置物引取人	10
11. 苦情の受付について	10
12. 吸痰について	11
13. 事故発生時の対応について	11
14. 緊急時の対応について	11
15. 損害賠償について	11
16. 第三者による評価の実施状況	12
17. 施設利用の留意点について	12
18. 非常災害対策について	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
- (2) 法人所在地 〒454-0945 愛知県名古屋市中川区下之一色町権野108番地の4
- (3) 電話番号 052-302-8011
- (4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
- (5) 設立年月 平成5年3月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
平成22年4月1日指定
- (2) 施設の目的 特別養護老人ホーム豊治共愛の家は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、名古屋市の介護被保険者の方で身体または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
- (4) 施設の所在地 〒454-0963 愛知県名古屋市中川区水里五丁目755番地
- (5) 電話番号 052-301-8866
- (6) 施設長（管理者）氏名 山田 和弘
- (7) 当施設の運営方針 入居者やご利用者の方の自由と人権を尊重することを基本とし、明るく安らかな生活を送れるよう努力します。
また、地域や家庭とのつながりを大切に心のかよった交流を図り地域に密着した“地域の中のホーム”として、高齢者はもとより子供から大人まで、いつでも気軽に立ち寄れる「豊治共愛の家」づくりを目指します。
- (8) 開設年月 平成22年4月
- (9) 入所定員 29名

3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建
- (2) 建物の延べ床面積 1,476.35 m²
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
[空所利用型（介護予防）短期入所生活介護事業]
平成22年5月1日指定 愛知県2371002615号 定員29名以内

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全て1人部屋となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	29室	
小規模生活単位（ユニット）	3	各ユニットの定員は9～10名とする
生活共同室	3室	食堂を兼ねる
地域交流スペース	2室	ふれあいルーム・会議室
浴室	4室	個浴・特殊浴槽
調理室	1室	
洗濯場	4室	
汚物処理室	3室	
介護材料室	3室	
看護材料室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者にご負担いただく費用はありません。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名（兼務）
2. 事務職員	1名	1名（兼務）
3. 介護職員	9名	9名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	1名	1名
6. 計画担当介護支援専門員	1名	1名（兼務）
7. 機能訓練指導員	1名	1名（兼務）
8. 医師	（1名）	1名（非常勤兼務）
9. 管理栄養士	1名	1名（兼務）
10. 調理員	2名	2名（兼務）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週、火・金曜日 15:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯 早番： 8:00～17:00 日勤： 10:00～19:00 日勤2： 9:00～18:00 遅番： 12:00～21:00 夜勤： 18:00～翌8:00
3. 看護職員	標準的な時間帯 日勤： 9:00～17:30
4. 機能訓練指導員	9:00～13:00

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

計画担当介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

管理栄養士 …栄養管理を行い、栄養ケア計画を作成します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割、7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日当たり)> (契約書第5条参照)

別添の料金表によって、サービス利用料金をお支払い下さい。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

☆ 食材料費と調理費相当の金額をお支払いいただきます。利用者負担額によって定められています。(別紙参照)

② 居住費

ご利用いただく居室の居住環境に応じた額をお支払いいただきます。(別紙参照)

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり1,000円

④ その他利用料

ご契約者の希望により、その他利用サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○600円/月：各種保険証類 診察券 等（*保管管理者：施設長）

○20円/日：コンセント（嗜好品による）使用料

（テレビ ラジオ 携帯電話充電 加湿器 電化製品等一式）

⑤ レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：外出時の入場料、材料代等の実費をいただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日当たりの料金は、別表の通常料金と同額とする。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下の金融機関へ入金をお願いいたします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

・中京ファイナンス（株）による金融機関口座からの自動引き落とし
（毎月26日：土日祝の場合は翌営業日）

・ご利用できる金融機関：指定なし

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでも

ありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	共愛病院
所在地	名古屋市中川区下之一色町権野148番地の1
診療科	内科, 耳鼻科, 眼科, 皮膚科, 整形外科

7. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立・要支援・要介護1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間内であってもご契約者または、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第16条参照)

次の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為(身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける
カスタマーハラスメント

- ① サービス提供範囲を超えた不当な要求
利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為(例：私的な依頼や個別の特別対応)。
- ② 暴言や脅迫等による威圧的な言動
従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為(例：「訴える」「辞めさせる」といった言動)。
- ③ 過度なプライバシー侵害
従業員に対し、個人情報を聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為(例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など)。
- ④ 反復的な苦情や批判による圧迫
業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為(例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す)。
- ⑤ 施設運営を妨害する行為
他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為(例：施設内での大声や暴れる行為)。
- ⑤ 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる
- ⑥ ご契約者が、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑦ ご契約者が、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

▶ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中は、外泊時加算料金の291円及び居住費の2,006円を頂きます。よって1日当たり、291円+2,006円=2,297円の費用がかかります。但し、月をまたいで入院された場合、前後6日間（最大12日間）分頂きます。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、この場合には、当施設に再び優先的に入所することができます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は、次の通り行います。（契約書第2条参照）

① 施設の計画担当介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、要介護認定有効期間に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

9. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

10. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第

20条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

11. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 鬼頭 裕哉

○苦情解決責任者

〔職名〕 施設長 山田 和弘

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

○第3者委員 監事 江場 昭夫 052-431-6991
佐藤 慶司 052-431-0546

（2）行政機関その他苦情受付機関

中川区役所 介護保険担当課	所在地：名古屋市東区高畑一丁目 223 電話番号：363-4417・FAX：352-7824 受付時間：9：00～17：00
名古屋市健康福祉局高齢 福祉部介護保険課指導係	所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話番号：972-2592・FAX：972-4147 受付時間：8：45～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地：名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号：971-4165 受付時間：9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地：名古屋市東区白壁 1-50 電話番号：212-5515・FAX：212-5514 受付時間：9：00～17：00

12. 吸痰について

当施設においては、痰の吸引に関して、介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなどし、看護職員と介護職員が協働して実施できる環境を整備しております。

13. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行なう等、適切な対応を講じます。
- (2) 病院受診を必要とする事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡するとともに、事故に際して採った処置等の状況を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

14. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	①. あり	実施日	令和元年 12 月下旬
		評価機関名称	名古屋市介護サービス事業者
		結果の開示	①. あり 2. なし
	2. なし		

17. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

- (1) 面会 面会時間 8：00～20：00

※なお、来訪される場合、生もの（お刺身・お寿司）生たまご、貝類（調理済み含む）

の持込はご遠慮下さい。その他の食べ物については事前にご相談下さい。なお、お持ち頂き食べ切れなかった物は、お持ち帰り頂くか職員へお預け頂く様お願いします。

(2) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 6（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設が指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

18. 非常災害対策

震災時の災害を予防する為、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。

(2) 一年に 2 回の消防・避難訓練を実施する。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

特別養護老人ホーム豊治共愛の家運営規程

第一章

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム豊治共愛の家（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
所在地	名古屋市中川区水里五丁目755番地

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は29名とする。(3ユニット 29名)

1ユニット 9名	が	1ユニット	9名
1ユニット10名	が	2ユニット	20名

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び個室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数・職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1名 (本体施設の管理者が兼務)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指揮監督する。

(2) 医師 1名 (非常勤兼務)

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員 常勤1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談に関することとする。

(4) 介護及び看護職員

介護職員 常勤換算方法で合計 10 名以上（常時 1 名以上、常勤の介護職員を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時 1 名以上配置する。夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 名以上配置する。）

看護職員 常勤換算方法で 1 名以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保険衛生管理とする。

(5) 管理栄養士 常勤 1 名以上（本体施設の管理栄養士が兼務）

管理栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 介護支援専門員 常勤 1 名以上（本体施設の介護支援専門員が兼務）

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関する事、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関する事、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(7) 事務員 1 名以上（本体施設の事務員が兼務）

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(8) 調理員 2 名以上（本体施設の調理員が兼務）

調理員の職務は、給食業務を行うこととする。

第三章 設備

（設備及び備品等）

第 6 条 居室

利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・整理ダンス・布団・カーテン・エアコン等を備品として備える。

第 7 条 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第 8 条 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第 9 条 浴室

浴室は、居室のある階ごとに設ける。利用者が使用しやすいように一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第 10 条 洗面設備及び便所

洗面設備は居室ごとに、また、便所はユニットごとに適当数設ける。

第 11 条 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第12条 その他の設備

施設は、設備としてその他には洗濯室・汚物処理室・介護材料室・宿直室・エレベーター・避難滑り台などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第13条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第14条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼動日)

第15条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退所)

第16条 入所

施設は、名古屋市の介護保険被保険者の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第17条 退所

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者についてその心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活

を営むことができるかどうかを検討する。

- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

第18条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第19条 介護の取扱い

- 1 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行う。
- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

第20条 施設介護サービス計画

- 1 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設

サービス計画の変更を行う。

第21条 介護内容

- 1 介護に当たっては、利用者の日常生活における家事を利用者がその心身の状況に応じてそれぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 2 施設は、利用者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるように適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 6 施設は、前各項のもの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 8 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、利用者の心身の状況に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第25条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第26条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第27条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第28条 利用料

施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

第29条 その他の費用

施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。

(1) 居住費 居室内トイレ設置なし(ユニット型個室29室) **2,066円**(1日あたり)

(2) 食費 1,445円(1日あたり)

(3) 理美容代 1,000円徴収する。

(4) 前各号に掲げるものの他、介護老人福祉施設の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用に関し、入居者が負担することが適当と認められる費用

… 保険証類等保管料 600円(1月あたり)

コンセント(嗜好品)使用料 20円(1日あたり)

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(協力病院)

第30条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第31条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(掲示)

第32条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第33条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業所に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(虐待の防止のための措置)

第34条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(苦情の処理)

第35条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずることとする。

(事故発生の対応)

第36条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

(緊急時等の対応)

第37条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第38条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策を立て、職員及び利用者にも周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

(記録の整備)

第39条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(運営推進会議)

第40条 施設が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議は、概ね2ヶ月に1回開催する。

3 運営推進会議のメンバーは、

- (1) 利用者及び利用者の家族
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 市町村の職員又は地域を管轄する地域包括支援センターの職員
- (4) サービスについて知見を有する者等

の4分野から構成するものとする。

なお、地域住民の代表者とは、町内会の役員、区政協力委員、民生委員、老人クラブ代表者等が、また、サービスについて知見を有する者とは、各事業者が定める協力医療機関等の医師、学識経験者、福祉事業関係者等がこれにあたるものとする。

4 会議の内容は、施設のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(その他の事項)

第41条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

4 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

5 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

6 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別にこれを定める。

附則

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成22年 8月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 8月1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成28年 1月1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月1日から施行する。

「指定(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償(事業者の義務違反)
第1条(契約の目的)	第13条(損害賠償責任)
第2条(契約期間)	第14条(損害賠償がなされない場合)
第3条(短期入所生活介護計画の決定・変更)	第15条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第4条(介護保険給付対象サービス)	
第5条(介護保険給付対象外のサービス)	第六章 契約の終了
第6条(契約期間と利用期間)	第16条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第17条(契約者からの中途解約)
第7条(サービス利用料金の支払い)	第18条(契約者からの契約解除)
第8条(利用の中止、変更、追加)	第19条(事業者からの契約解除)
第9条(利用料金の変更)	第20条(精算)
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第10条(事業者及びサービス従事者の義務)	第21条(苦情処理)
第11条(守秘義務等)	第22条(協議事項)
第四章 契約者の義務	
第12条(契約者の施設利用上の注意義務等)	

特別養護老人ホーム豊治共愛の家（介護予防）短期入所生活介護利用契約書

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人共愛会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム豊治共愛の家（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される空床を利用した指定（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果 短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、理容・食事・居室の提供等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。（食費・居住費は別紙参照）
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）と利用者負担段階に応じた食費及居住費の合計を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うもの

とします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第12条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合

- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける
精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する
セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける
カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 名古屋市中川区水里5丁目755番地
事業者名 社会福祉法人 共愛会
特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
理事長 横江 公美 印

契約者 住所 名古屋市中村区岩上町168番地

氏名 印

代理人 住所

氏名 印



「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 共愛会
特別養護老人ホーム 豊治共愛の家

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2371002615号)

当事業所はご契約者に対して、空床を利用した指定（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 苦情の受付について.....	6
6. 重要事項説明書付属文章.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
- (2) 法人所在地 〒454-0945 愛知県名古屋市中区一色町字権野108番地の4
- (3) 電話番号 052-302-8011
- (4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
- (5) 設立年月 平成5年3月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成22年5月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成22年5月1日指定
愛知県2371002615号
- ※当事業所は特別養護老人ホーム豊治共愛の家に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定(介護予防)短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
- (4) 事業所の所在地 〒454-0963 愛知県名古屋市中川区水里五丁目755番地
- (5) 電話番号 052-301-8866
- (6) 事業所長(管理者)氏名 山田 和弘
- (7) 当事業所の運営方針 入所者やご利用者の方の自由と人権を尊重することを基本とし
明るく安らかな生活を送れるよう努力します。
また地域や家庭とのつながりを大切に心のかよった交流を図り地域に密着した“地域の中のホーム”として、高齢者はもとより子供から大人まで、いつでも気軽に立ち寄れる「豊治共愛の家」作りを目指します。
- (8) 開設年月 平成22年5月
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 9時～17時30分

- (10) 利用定員 29人以内(空床型)

(11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全て1人部屋となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	29室	
小規模生活単位(ユニット)	3	各ユニットの定員は10名とする
生活共同室	3室	食堂を兼ねる
地域交流スペース	2室	ふれあいルーム・会議室
浴室	4室	個浴・特殊浴槽
調理室	1室	
洗濯場	4室	
汚物処理室	3室	
介護材料質	3室	
看護材料室	1室	

※ 上記は、厚労省が定める基準により、ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名（兼務可）
2. 事務職員	1名	必要数
3. 介護職員	14.2名	9名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	1名	3名
6. 計画担当介護支援専門員	1名	1名（兼務可）
7. 機能訓練指導員	0.8名	必要数
8. 医師	(1名)	必要数
9. 管理栄養士	1名	1名（兼務可）
10. 調理員	6名	必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 15:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯 早番： 7:00～16:00 日勤： 9:00～18:00 日勤2： 10:00～19:00 遅番： 12:00～21:00 夜勤： 18:00～翌8:00
3. 看護職員	標準的な時間帯 日勤： 9:00～17:30
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯 日勤： 9:00～15:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じて機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

別添の料金表によって、サービス利用料金をお支払い下さい。

☆送迎サービスについて

ご自宅から施設までの送迎サービスを実施しております（希望ある場合のみ）。

ショートステイの送迎範囲を名古屋市（中川区・港区・中村区）・海部郡・弥富市・あま市とさせていただきます。

指定範囲外にお住まいの方でも送迎が可能と判断した場合は施設にて送迎させていただきます。

※車両の都合で送迎の対応ができないこともありますので、予めご了承ください。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険か

ら払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①短期入所生活介護サービスの実費利用

介護保険の給付限度額を超えてサービスを受けた場合

料金：介護給付額相当分＋食費＋滞在費

（食費・滞在費は、利用者負担段階別による。）

②食費・滞在費

食費：ご契約者に提供する食事の材料費と調理コスト相当の費用です。

滞在費：個室（室料＋光熱水費相当）

料金：別表料金表によって、ご契約者世帯の利用者負担段階に応じた料金を お支払いください。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

④その他利用料

・ご契約者の希望により、その他利用サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○600円/月：各種保険証類 診察券 等（＊保管管理者：施設長）

○20円/日：コンセント（嗜好品による）使用料

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記①②③の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。口座引き落としのお支払いの方は月末締め翌月２６日引き落としとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） TEL 052-301-8866
[職名] 生活相談員 鬼頭 裕哉
- 苦情解決責任者
[職名] 施設長 山田 和弘
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30
- 第3者委員 監事 江場 昭夫 052-431-6991
佐藤 慶司 052-431-0546

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中川区役所 介護保険担当課	所在地 : 名古屋市中川区高畑一丁目223 電話番号 : 363-4417・FAX : 352-7824 受付時間 : 9:00～17:00
名古屋市健康福祉局高齢 福祉部介護保険課指導係	所在地 : 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号 : 972-2592・FAX : 972-4147 受付時間 : 8:45～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 : 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 : 971-4165 受付時間 : 9:00～17:00
愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	所在地 : 名古屋市東区白壁1-50 電話番号 : 212-5515・FAX : 212-5514 受付時間 : 9:00～17:00

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住所 名古屋市中村区岩上町 168 番地

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 1476.35 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

計画担当介護支援専門員 …ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

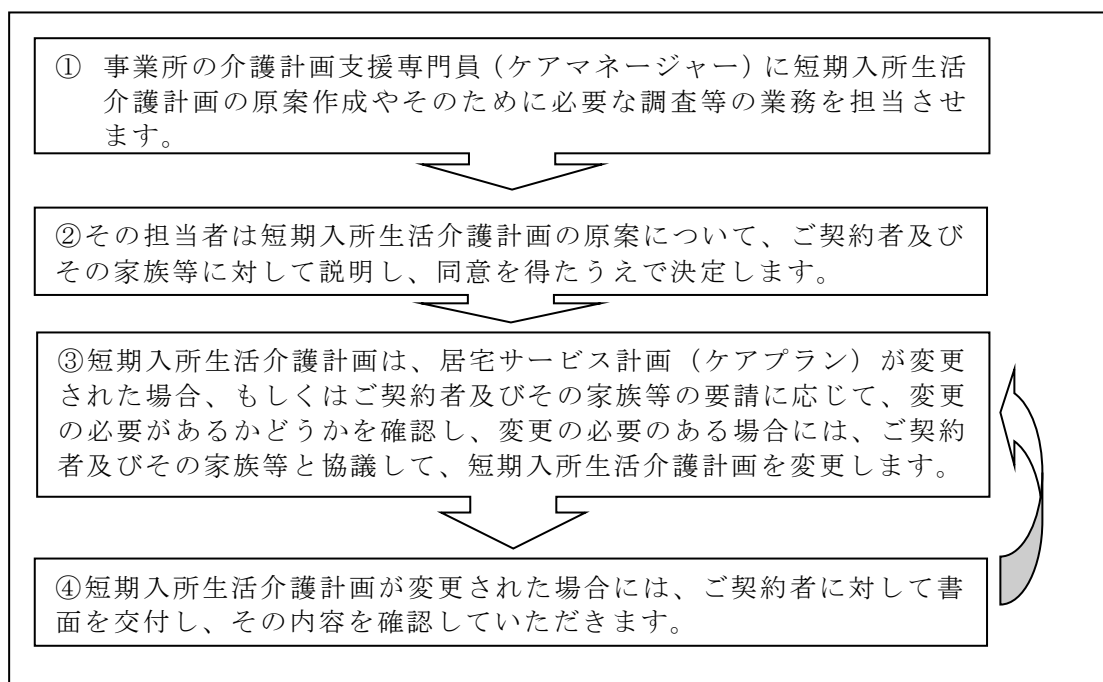
管理栄養士 …ご契約者に係る栄養管理を行います。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

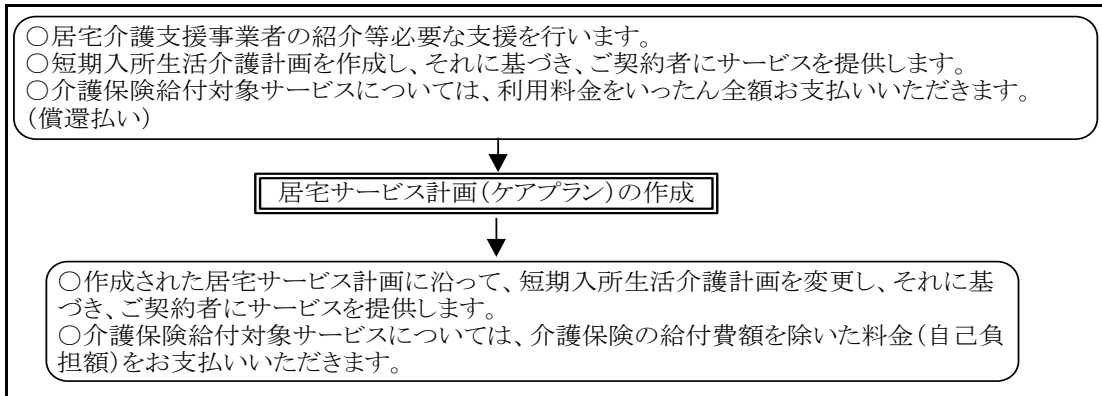
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防)短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

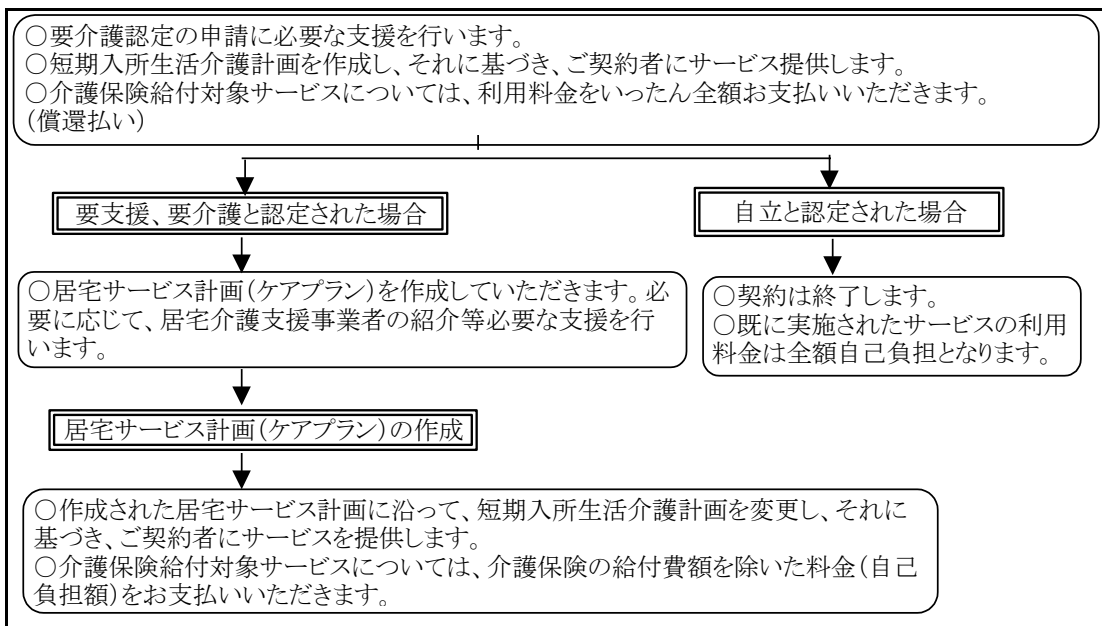


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ、家具、その他電化製品

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設の指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の緊急の医療について

サービス利用中に体調不良等の医療を必要とする状態になった場合、協力病院の共愛病院で対応出来る範囲以内であれば施設職員が同行して受診をいたします。しかし共愛病院の対応の範囲を超える場合は、権り付け病院の受診をお願いする事になりますので、その際にご連絡をさせていただきますのでご家族様にて受診の付き添いをお願い致します。

6. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行なう等、適切な対応を講じます。
- (2) 病院受診を必要とする事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡するとともに、事故に際して採った処置等の状況を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに囑託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	①. あり	実施日	令和元年 12 月下旬
		評価機関名称	名古屋市介護サービス事業者
		結果の開示	①. あり 2. なし
	2. なし		

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメン

ト、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメント

① サービス提供範囲を超えた不当な要求

利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。

② 暴言や脅迫等による威圧的な言動

従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。

③ 過度なプライバシー侵害

従業員に対し、個人情報を開き出す、またはプライベートな関与を強要する行為（例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。

④ 反復的な苦情や批判による圧迫

業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為（例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。

⑤ 施設運営を妨害する行為

他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為（例：施設内での大声や暴れる行為）。

⑤ 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 非常災害対策

震災時の災害を予防する為、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
- エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。

(2) 一年に2回の消防・避難訓練を実施する。

特別養護老人ホーム豊治共愛の家短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム豊治共愛の家短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が、空床を利用して行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 豊治共愛の家
- (2) 所在地 名古屋市東区水里五丁目755番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防も合算して表記する。）

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者

医師	1名（非常勤兼務）
生活相談員	常勤1名以上
介護支援専門員	常勤1名以上（兼務）
看護職員	常勤換算方法で1名以上
介護職員	常勤換算方法で合計9名以上（常時1名以上、常勤の介護職員を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。）
管理栄養士	常勤1名以上（兼務）
調理員	2名以上（兼務）
事務員	1名以上（兼務）

※ 管理者、介護支援専門員、管理栄養士、調理員及び事務員の職務は、それぞれ特別養護老人ホーム豊治共愛の里の職員が兼務する。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員の29名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- （1）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- （2）日常生活上の機能訓練
- （3）健康チェック
- （4）送迎

2 第8条における通常の事業の実施地域を越えた地域で行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、1回あたり192円を徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 居住費 居室内トイレ設置なし（ユニット型個室29室）**2,066**円（1日あたり）
- (2) 食費 1日あたり1,445円（朝食300円、昼食645円、夕食500円）
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 … 実費
- (4) 前各号に掲げるものの他、介護老人福祉施設の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用に関し、入居者が負担することが適当と認められる費用 … 保険証類等保管料600円(1月あたり)
コンセント(嗜好品)使用料20円(1日あたり)

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（虐待の防止のための措置）

第7条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全般及び津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡蟹江町・大治町並びに飛島村とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に・避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月

(2) 継続研修 年2回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年 5月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

この規定は、平成23年 4月1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月1日から施行する。

この規定は、平成24年 8月1日から施行する。

この規定は、平成24年 9月1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 6月1日から施行する。
この規程は、平成27年 7月1日から施行する。
この規程は、平成28年 3月1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 3年 10月1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月1日から施行する。